

## 役員退職手当の計算方法の見直し（支給率引下げ）について

- 協会役員の退職手当については、全国健康保険協会役員退職手当規程（以下「役員退職手当規程」という。）で規定している。同規程が定める退職手当額については、毎月の基本給月額に 12.5/100 の支給率、業績勘案率及び在職月数を乗じて算出している。（このうち、業績勘案率については、役員の在職期間における協会の業績評価結果を基に厚生労働大臣が決定）

＜役員退職手当の計算方法＞（現行）

$$\text{退職手当額} = \text{毎月の基本給月額} \times \frac{12.5}{100} \times \text{業績勘案率} \times \text{在職月数}$$

(支給率)                      (0.5~1.5)

厚生労働大臣が決定

- 厚生労働省は、平成 30 年 5 月 23 日付で協会役員の業績勘案率の決定方法を改正<sup>(※)</sup>するとともに、協会に対して役員退職手当規程に規定されている支給率（12.5/100）の変更について検討するよう依頼。

※ 平成 27 年 3 月 24 日の閣議決定（独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）の一部改正）による独立行政法人等の役員退職手当にかかる業績勘案率の決定方法の変更に倣ったもので、従前と比較して協会の業績評価結果をより直接的に業績勘案率に反映することとなる。

- 厚生労働省からの上記の依頼を受け、協会においても役員退職手当規程を改正し、支給率を 12.5/100 から 10.875/100 に引き下げることをしたい。

○ 厚生労働省による業績勘案率決定方法の改正概要

**【現 行】**

- (1) 協会の業績評価結果の個別評価項目（SABCD）を点数化し、その平均値によって各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）を決定

| 個別評価項目ごとの業績評価結果 | 評価結果に対応する点数 |
|-----------------|-------------|
| S               | 2.0         |
| A               | 1.5         |
| B               | 1.0         |
| C               | 0.5         |
| D               | 0.0         |

- (2) (1)により算定した年度業績勘案率を次表のXからZのいずれかに分類し、その分類に対応する率の数値を、退職役員の在職月数に応じて加重平均し、その数値を退職役員の業績勘案率とする。

| 年度業績勘案率   | 業績勘案率の分類 | 各分類に対応する率 |
|-----------|----------|-----------|
| 1.50～2.00 | X        | 1.5       |
| 0.51～1.49 | Y        | 1.0       |
| 0.00～0.50 | Z        | 0.5       |



**【改正後】**

- (1) 役員の担当業務における協会の業績評価結果の個別評価項目（SABCD）を点数化し、その平均値によって各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）を決定

| 個別評価項目ごとの業績評価結果 | 評価結果に対応する点数 |
|-----------------|-------------|
| S               | 2.0         |
| A               | 1.5         |
| B               | 1.0         |
| C               | 0.5         |
| D               | 0.0         |

- (2) (1)により算定した年度業績勘案率を退職役員の在職月数に応じて加重平均し、その数値を退職役員の業績勘案率とする。
- (3) 監事の業績勘案率は1.0を基本とする。
- (4) 平成28年度以前の年度業績勘案率は(1)、(2)にかかわらず1.0とする。

全国健康保険協会役員退職手当規程 新旧対照表（改正部分のみ）（案）

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(退職手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 退職手当の額は、在職期間の各月の基本給月額に100分の<u>10.875</u>の割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が<u>当該役員であった者について</u>決定する業績勘案率を乗じて得た額の在職期間中の合計額とする。ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）の各月の基本給月額に100分の<u>10.875</u>の割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が決定する業績勘案率を乗じて得た額の役職別期間中の合計額とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>1 この規程は、平成30年8月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 平成28年度以前の在職期間にかかる退職手当の額の計算について、改正後の第3条の規定を適用する場合には、同条中「100分の10.875」とあるのは、「100分の12.5」とする。</u></p> | <p>(退職手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 退職手当の額は、在職期間の各月の基本給月額に100分の<u>12.5</u>の割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が<u>0.0から2.0の範囲内で業績に応じて</u>決定する業績勘案率を乗じて得た額の在職期間中の合計額とする。ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）の各月の基本給月額に100分の<u>12.5</u>の割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が<u>0.0から2.0の範囲内で業績に応じて</u>決定する業績勘案率を乗じて得た額の役職別期間中の合計額とする。</p> |